

（国外転出等の方向け）マイナ保険証への移行に関するよくある質問

海外勤務や帯同等により住民票を日本国内に持たない方向けの、マイナ保険証移行に関するよくある質問を掲載いたします。

1 保険証はいつまで使用できますか

R7年(2025年) 12月1日まで保険証は使用できます。

2 R7年12月2日以降、保険証は返納しますか

R7年12月2日以降、保険証は無効となり返納は必要ありません。ご自身で適正に処分等ください。

3 R7年12月2日以降、医療機関受診のときはどうしたらよいですか

R7年秋時点にマイナ保険証を持たない方へ、資格確認書を発行します。
そのための申請は必要ございません。医療機関受診時は資格確認書を提示ください。
資格確認書についてのご案内は、各社掲示板等をご確認ください。

4 資格確認書は、いつどこに送付されますか

令和7年11月頃、各事業所を経由して送付いたしますので、ご連絡をお待ちください。

5 一時帰国の際に、市区町村でマイナンバーカードを作成できますか

マイナンバーカード作成には住民票を転入する必要があり、交付には時間がかかります。また本人が受取りに行かなければならないため、短期間の滞在の場合は難しいと思われます。

6 国外でマイナンバーカードを利用できるのはどういった者ですか

R6年 5月27日から、日本国籍の方は、本人が希望した場合に限り、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用可能になりました。
また、現在マイナンバーカードを持たない海外在住の日本国籍の方（H27年10月5日以降に国外転出している方）もマイナンバーカードを取得可能です。
なおH27年10月4日以前から継続して国外転出している日本国籍の方、または海外で出生し日本で住民票を一度も作成したことのない方はマイナンバーが付番されていないため、対象となりません。

7 マイナンバーカードを国外転出後も利用するためには、どのような手続きが必要ですか

【国外に転出中の方】

在外公館へ「国外転出者向けマイナンバーカード※の申請」が必要です。（H27年10月5日以降に国外転出した海外在住の日本国籍の者に限ります）詳細は在外公館ホームページ等ご確認ください。
※国外転出者には、国外転出者向けマイナンバーカードが新規交付されます。当該カードには、国外転出した旨が住所の欄に記載されます。
在外公館と居住地が離れ、この手続きが難しい場合は、無理に手続き必要はございませんので、資格確認書にて医療機関を受診ください。

【これから国外の転出する方】

既にマイナンバーカードを取得していれば、国外転出時に市区町村へマイナンバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書を提出することでマイナンバーカードを継続利用することができます。
※引き続き利用する国外転出者向けマイナンバーカードにおいては、国外転出した旨がサインバ ー 祢領域（券面の青色部）に追記されます。
具体的な手続き方法は、「マイナンバーカード 総合サイト」またはお住いの自治体へご確認ください。
国外転出予定がある方は、マイナンバーカードを取得の上、国外転出の際に手続きをお願いいたします。

8 R7年12月2日以降に国外転出した場合、資格確認書は発行されますか

マイナンバーカードを持っていない、または上記手続きをしなかった方へ、資格確認書を転出月の次月に交付します。

9 外国籍ですが、国外転出者向けのマイナンバーカード 継続利用申請はできますか

国外転出者向けマイナンバーカードは戸籍の附票の記載内容を基礎としているため戸籍の附票を持たない外国籍の方は、継続利用をすることができません。資格確認書を発行しますので、医療機関受診時にご利用ください。